

資料

原子力開発利用基本計画策定要領

三一。三。二三
原子力委員会決定

一 策定の目的

原子力の開発及び利用に関し基本的総合的な計画を策定し、これに基づき原子力の平和利用を計画的かつ効率的に推進させることを目的とする。

二 策定の概要

(一) この計画は、長期計画及びこれに基づき毎年策定される年度計画とし、基礎研究と応用のための計画とを併せ考慮して策定するものとする。

(二) 長期計画は、現在の段階では、その具体的計画の策定が非常に困難である事情に鑑み、わが国が原子力利用開発を行うに当つての将来の問題点の抽出、それに対する対策、その見直し、及び開発の目標についての基本的事項を中心に策定し、年度計画は、現実に即した実施計画とする。

(三) 基本計画の内容には、次の事項を記載するものとする。

1. 原子力開発の基本的方針
2. 原子炉の設計、建設、利用等に関する事項
3. 原子力開発用器材の充足に関する事項
4. 核原料物質及び核燃料物質の開発及び管理に関する事項
5. アイソトープの利用に関する事項
6. 放射線障害防止に関する事項

7. 研究者及び技術者の国内及び国外における養成訓練に関する事項

(四) この計画の策定に当つては、次の事項を考慮するものとする。

1. わが国における電力需給その他石油等エネルギー需給の見直し
2. わが国における関連産業の生産能力及び技術水準等
3. 原子力に関する国際情勢の見直し
4. 諸外国における原子力の開発利用の状況及び見直し
5. その他

三 策定の方法

(一) 原子力委員会は、この計画の立案に資するため、委員のうち、適當な者若干名のほか、専門委員を以て構成される小委員会を設ける。

(二) この計画の策定に当つては、必要に応じて関係官庁、日本学術会議、日本原子力研究所、日本原子力産業会議等と連絡をとるものとする。

(三) 長期計画は、本年六月三十日までに策定することを一応の目標とするが、昭和三十一年度計画の策定が至急に要請されている事情に鑑み、長期計画のうち昭和三十一年度計画の策定に必要な事項については、昭和三十一年度計画を本年四月三十日までに策定できるより早急に決定するものとする。

c111-003-012